

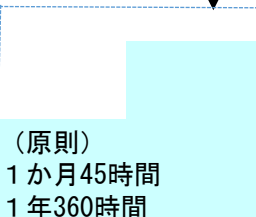
# 医師の働き方改革に向けた 対応について

千葉県健康福祉部医療整備課医師確保・地域医療推進室  
電話番号：043-223-3902 メール：[d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp)

# 医師の時間外労働規制について

一般則

- 【時間外労働の上限】
- (例外)
- ・年720時間
  - ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
  - ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで



2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む  
 年1,860時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む ⇒将来に向けて縮減方向

将来  
(暫定特例水準の解消  
(=2035年度末を目標)  
後)

年960時間／月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む

**A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準**

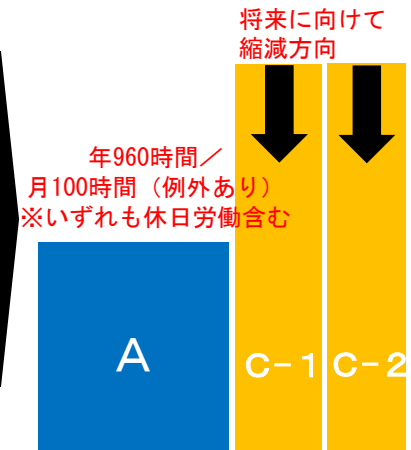
**連携B**  
例水準  
(医療機関を指定)

**B**  
地域医療確保暫定特

**C-1**  
集中的技能向上水準  
(医療機関を指定)

**C-2**

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用  
 ※本人がプログラムを選択  
 C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用  
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請



※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

## 月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

# 特例水準の指定申請手続き

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

## 時短計画案の作成

都道府県の指定を受けようとする場合は、第三者評価を受審する前までに作成

※時間外・休日労働が年960時間を超えている医師がいる医療機関は、時短計画を作成し取り組むよう努め、その時短計画に基づく取組（PDCA）に対して都道府県が支援

連携B水準

B水準

C-1水準

C-2水準

## 医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価

労働時間実績や時短の取組状況を評価

※第三者評価に関する規定は2022年4月施行

## 都道府県による特例水準対象医療機関の指定 (医療機関からの申請)

地域医療への影響等を踏まえた都道府県の判断

※都道府県の指定に関する事前準備規定は2022年4月施行

C-1水準

## 臨床研修・専門研修プログラムにおける時間外労働時間数の明示

※開始年限は、臨床研修部会等において検討

C-2水準

## 審査組織による医療機関の個別審査

特定の高度な技能の教育研修環境を審査

※審査組織における審査に関する規定は2022年4月施行

医師についての時間外労働の上限規制の適用開始（改正労働基準法の施行）

2024年度

時間外・休日労働が年960時間以下の医師のみの医療機関は都道府県の指定不要

## 特例水準の指定を受けた医療機関

- 時短計画に基づく取組み
- 特例水準適用者への追加的健康確保措置
- 定期的な時短計画の見直し、評価受審

連携B水準

B水準

C-1水準

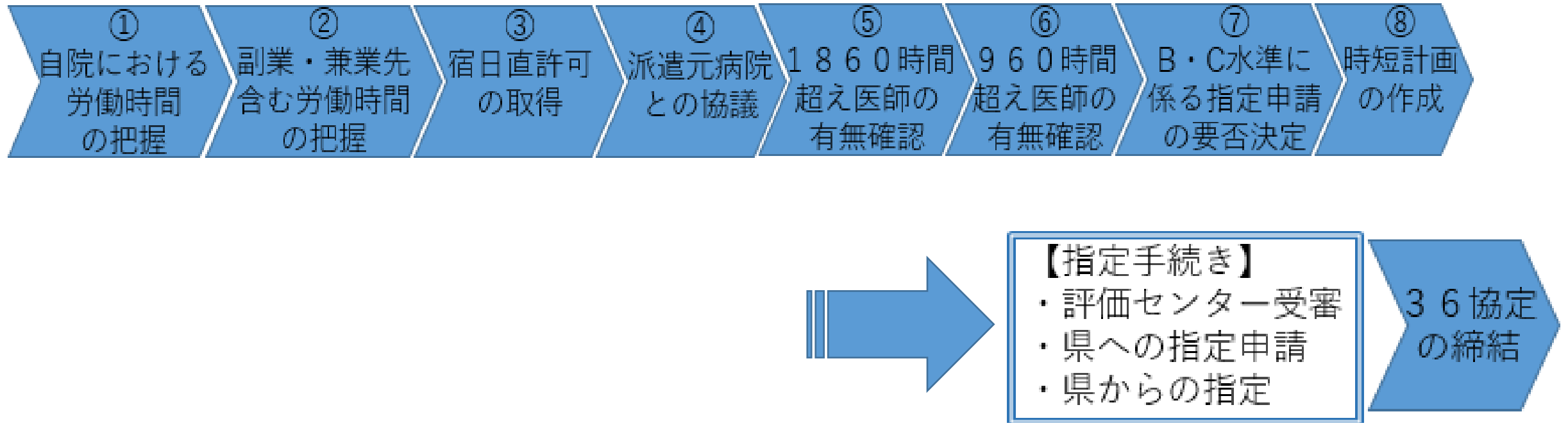
C-2水準

※一医療機関は一つ又は複数の水準の指定  
※特例水準は、指定の対象となった業務に従事する医師に適用される。

労務管理の一層の適正化・タスクシフト／シェアの推進の取組み

「第12回医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料（令和3年7月）」より

## 医師の働き方改革に向けた対応状況の確認



各医療機関：どの段階まで対応できているかをチェック  
⇒ 対応状況を確認し、必要であれば支援を実施

# 医師の働き方改革に向けた対応状況チェックリスト (令和5年2月15日時点)

実施時期：令和4年12月～（千葉県実施）

対象：県内の病院、有床診療所、夜間休日診療所

回答数（東葛南部地域）：55/100（回答率：55%）

調査項目	はい	いいえ	回答数に対する 達成割合	回答対象外
①自院における労働時間の把握	50	5	91.0%	—
②副業・兼業先含む労働時間の把握	27	28	49.1%	—
③宿日直許可の取得	14	35	28.6%	6 (宿日直業務がない)
④派遣元病院との協議	9	38	19.1%	8 (派遣医師がいない)
⑤年1860時間超えの医師の有無確認	27	26	50.9%	—
⑥年960時間超えの医師の有無確認	29	25	53.7%	—
⑦B・C水準に係る指定申請の要否決定	21	29	42.0%	—
⑧時短計画の作成	5	9	35.7%	41 (A水準予定)

# いきサポ(いきいき働く医療機関サポートWeb)

医師の働き方改革をはじめとした、医療従事者の勤務環境改善に役立つ情報を発信しています。

## <主な掲載内容>

- ・ 医師の働き方改革の制度概要
- ・ 宿日直許可に関する解説資料、許可事例
- ・ 国の施策情報 など



いきいき働く医療機関サポートWeb

いきサポ

いきサポ

検索

# 千葉県医療労務管理相談コーナー (千葉県医療勤務環境改善支援センター)

医療機関からの労務管理に関する相談について、  
電話相談対応や個別支援を行っています。

< 相談内容 (例) >

- ・ 働き方改革への対応
- ・ 36協定
- ・ 同一労働同一賃金
- ・ 就業規則の見直し など

【千葉県医療労務管理相談コーナー】

電話番号：043-304-5393

(平日9:00~17:00)

医療機関の皆様  
勤務環境改善についてお困りことはありませんか?

千葉県医療労務管理  
相談コーナー

相談無料

まずは専門家に相談!!

当コーナーでは医師・看護師等の雇止め防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組み医療機関をサポートするため、専門のアドバイザー(医療労務管理アドバイザー)を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。

医療機関の  
労務管理の  
ご相談に対応致します

業務内容

- 就業規則への個別文書・相談対応等
- 医療労務管理アドバイザーによる支援
- 働き方改革への対応、同一労働同一賃金、労務管理全般
- 勤務環境改善に関する研修会
- 勤務環境改善を促進するための通知・広報

千葉県医療労務管理相談コーナー (平日9:00~17:00 \*土日祝日を除く)

043-304-5393 FAX:043-304-5395  
ホームページURL: <https://task-kyo.com/chiba/>

〒260-0013  
千葉県千葉市中央区中央1-10-10  
サンパール第2千葉中央602号

chiba@task-iryu.com